



埼玉県報

第59号
令和元年(2019年)
11月26日
火曜日

目次

告示

- 所沢都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 県道青梅秩父線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能下名栗線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

令和元年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

所沢市若松町の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計

画部都市計画課

四 縦覧期間

令和元年十一月二十六日から令和元年十二月十日まで

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	青梅秩父線
供用開始の区間	飯能市大字上名栗字東久保一三〇八番 一地从り同市大字上名栗字東久保一 三〇六番一地从りまで
供用開始の期日	令和元年十一月二十六日
備 考	平成三十一年四月二十 六日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長一六九・五九メー トル

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	飯能下名栗線
供用開始の区間	飯能市大字原市場字原郷六三四番一地 先から同市大字上赤工字山根三〇九番 二地先まで
供用開始の期日	令和元年十一月二十六日
備 考	平成二十七年八月七日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第五号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一五〇・〇〇メー トル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和元年十月二十一日

指令川建セ第〇一〇〇六〇号

二 検査済証番号

令和元年十一月二十一日

川建セ第〇一〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字中里二千百八十番二、二千百八十二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼二千百八十番地

市川 和裕